

農地集積協力金交付要綱

令和 6 年 12 月 6 日産業経済部長決定

（目的）

第 1 条 この要綱は、農地中間管理機構（以下「機構」という。）を利用した担い手への農地集積・集約化の推進について、機構に対し農地を貸し付けた地域及び個人への支援を図るために交付する農地集積協力金（以下「協力金」という。）の交付等に関して、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産省事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、加古川市補助金等交付規則（昭和 61 年規則第 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

- 第 2 条 地域集積協力金は、地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付け、又は当該貸し付けと一体的に行われる機構を通じた農作業委託により、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対し交付するものとする。
- 2 集約化奨励金は、地域内の農地について、機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に対し交付するものとする。

（補助対象事業等）

第 3 条 補助対象事業、補助事業者、交付要件及び協力金の額は、別表に掲げるとおりとし、予算の範囲内で定める。

（交付申請）

第 4 条 この要綱に基づく協力金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、第 2 条第 1 項に該当する場合は地域集積協力金交付申請書（様式第 1 号の 1）を、第 2 条第 2 項に該当する場合は集約化奨励金交付申請書（様式第 1 号の 2）を、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

（協力金の交付の決定）

- 第 5 条 市長は、前条に規定する協力金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、協力金の交付の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の場合において、協力金の適正な交付を行うため必要があるときは、協力金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて協力金の交付の決定をすることができる。
- 3 市長は、申請者が暴力団等（暴力団（加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。）であって、協力金を交付することにより暴力団を利すると認めるときは、協力金の不交付を決定するものとする。

(決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定により協力金の交付を決定したときは、農地集積協力金交付決定書（様式第2号）により、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。なお、不交付の場合は規則第7条に定めるとおりとする。

(交付決定の取消し及び通知)

第7条 次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは協力金の交付決定の全部又は一部を取消することができることとし、農地集積協力金交付決定取消通知書（様式第3号）により補助事業者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により協力金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 協力金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 協力金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 暴力団等であって、暴力団を利すると認められる協力金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (5) 規則に基づき市長が行う処分に違反したとき。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、農地集積協力金実績報告書（様式第4号）により、事業完了後、速やかに市長に提出しなければならない。協力金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(協力金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により協力金の額を確定した後において、協力金を補助事業者に交付するものとする。ただし、市長が補助事業の遂行上必要があると認めるときは、協力金の額の確定前であっても協力金の全部又は一部を交付することができるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により協力金の交付を受けようとするときは、速やかに農地集積協力金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(協力金の返還)

第10条 市長は、協力金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に該当し既に協力金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

- 2 市長は補助事業者に交付すべき協力金の額を確定した場合において、既にその額を超える協力金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。
- 3 前2項に規定する返還の命令は、農地集積協力金返還命令書（様式第6号）により行うものとする。

(延滞金)

第11条 補助事業者は、前条の規定により協力金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)を市に納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年10月27日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、実施要綱が廃止又は失効となった日に、その効力を失う。

3 この要綱の失効の日前に第5条第1項の規定により決定した協力金の交付については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年12月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年12月 6 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の農地集積協力金交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の規定の適用については、なお従前の例によるものとする。

別表

補助対象事業	補助事業者及び交付要件	協力金の額
地域集積協力金交付事業	実施要綱別記 2 の第 5 の 1 及び 3 のとおり	実施要綱別記 2 の第 5 の 4 のとおり
集約化奨励金交付事業	実施要綱別記 2 の第 6 の 1 及び 2 のとおり	実施要綱別記 2 の第 6 の 3 のとおり